

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、伊藤忠食品株式会社と称し、英文では、ITOCHU-SHOKUHIN Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種和洋酒・麦酒・各種飲料・瓶缶詰・滋養品・乳製品・油脂製品・乾物・食肉・野菜・果物・菓子・米穀その他の食料品・化粧品・医薬部外品・医薬品・管理医療機器・塩・たばこ・書籍・玩具・日用品雑貨・洋品雑貨その他の諸雑貨の売買その仲立、輸出入ならびに問屋業および氷の販売。
- (2) 前号に関する容器ならびに包装資材の製造および売買。
- (3) 御飯・おにぎり・弁当・惣菜・お節料理の販売。
- (4) 調理器具の販売。
- (5) 炭の販売。
- (6) 農水産物の加工・販売ならびに輸出入。
- (7) 水産物・農産物およびその加工瓶缶詰の売買。
- (8) 電気・電子通信機械器具ならびに各種自動販売機の斡旋。
- (9) 情報処理サービス業ならびに情報提供サービス業。
- (10) インターネットを利用した消費者参加型商品開発サイトの運営。
- (11) インターネット、移動体通信およびその他電子的メディア等を利用した各種商取引、その代行および広告代理業務。
- (12) 各種施設・サービス利用券等の販売。
- (13) 識別情報データの印刷された印刷物の売買ならびに識別情報データの貸与サービス業。
- (14) ギフト券、商品券、プリペイドカード等の前払式支払手段の発行、販売、運営および管理。
- (15) モータープールの経営。
- (16) 不動産の賃貸業。
- (17) 工業所有権等の無体財産権、コンピュータソフトウェアの取得、貸与および販売。
- (18) 貨物運送取扱業および自動車運送取扱業。
- (19) 倉庫業
- (20) 電気通信事業法にもとづく第二種電気通信事業。
- (21) ペットフードおよび観賞用植物の販売。
- (22) 衣料品および衣料雑貨品の製造、卸し、販売ならびに輸出入。
- (23) コンピュータシステムの開発およびソフトウェアの賃貸ならびに売買。
- (24) 事務用機器・コンピュータ機器の輸出入および賃貸ならびに売買。
- (25) 石油製品および高圧ガスの売買。
- (26) ビルの管理業。
- (27) 卸小売業に対する経営指導および事務合理化に関するコンサルタント業務。
- (28) 酒類・食料品の詰合せ請負業。
- (29) 発電および売電に関する事業。
- (30) 前各号に関連する一切の業務。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

2. 株主総会は、本店所在地または隣接する地のほか東京都区内において、これを招集することができる。
3. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役、取締役会および執行役員

(員数)

第19条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 2 日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。

(執行役員)

第 30 条 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を執行させることができる。

2. 執行役員の選任、退任、身分および職務等については、取締役会において定める執行役員規程による。

(相談役・顧問)

第 31 条 相談役または顧問を定めることができる。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第32条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第33条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の2日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第40条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第42条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第44条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第47条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

1971年 4月 1日制定

1972年 11月 28日改正

以下省略

1998年 12月 25日改正

1999年 12月 24日改正

2000年 4月 11日改正

2000年 12月 22日改正

2001年 12月 21日改正

2002年 12月 20日改正

2003年 12月 19日改正

2004年 12月 22日改正

2005年 12月 22日改正

2006年 12月 21日改正

2007年 12月 20日改正

2008年 12月 19日改正

2009年 12月 18日改正

2010年 12月 16日改正

2011年 6月 22日改正

2014年 6月 17日改正

2015年 6月 17日改正

2016年 6月 16日改正

2018年 6月 21日改正

2022年 6月 23日改正